

資 料

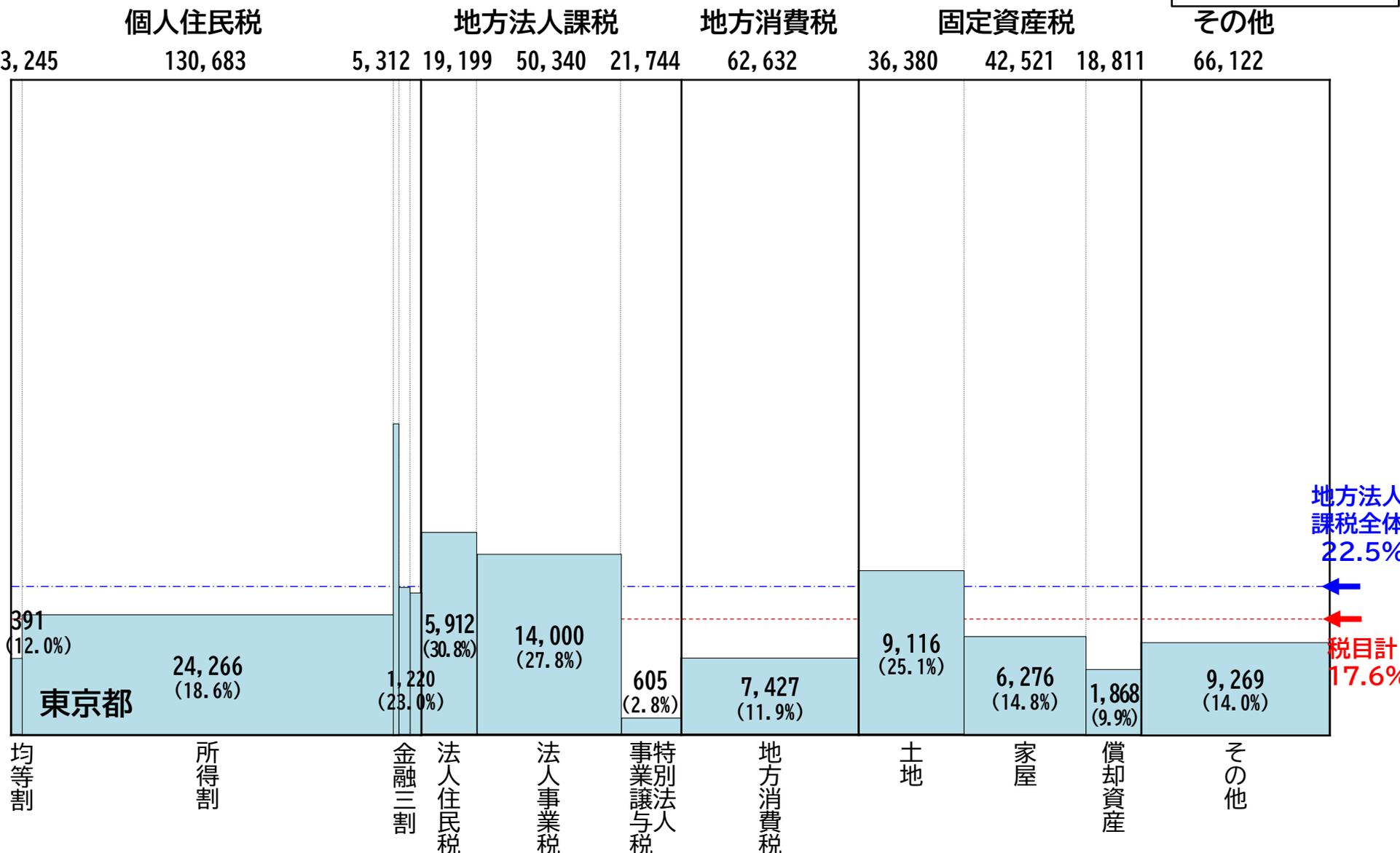
(ご質問があった事項への回答)

税収シェアの変遷

全国・東京都の地方税収(令和5年度決算)

全国計 (単位:億円)

計 45兆 6,989 億円



(注)1 税収額は決算額であり、超過課税及び法定外税等を除いた額である。地方消費税は清算後の額である。

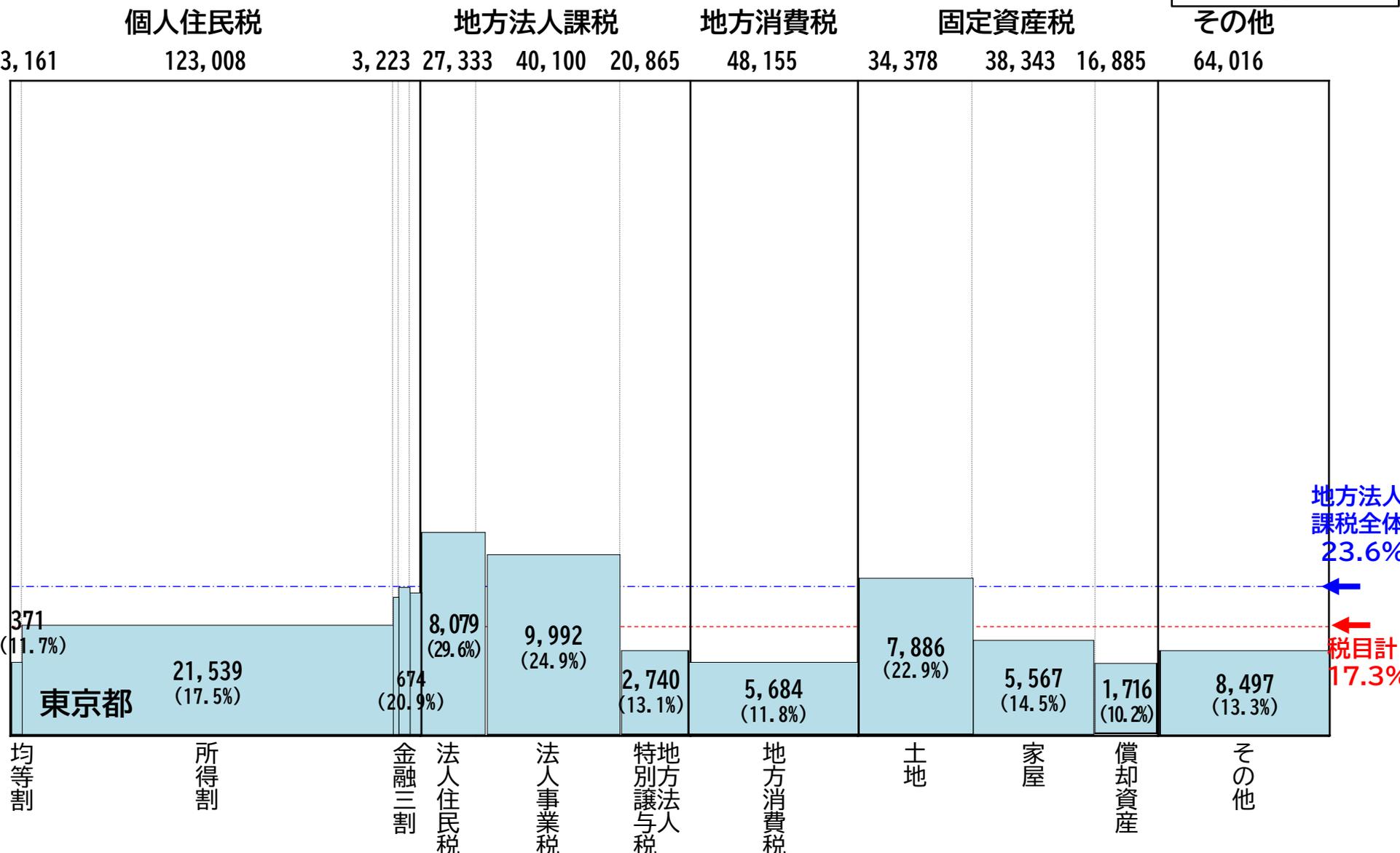
2 特別法人事業譲与税の原資である特別法人事業税は、都道府県が徴収する国税。

3 東京都の税収は東京都及び都内区市町村における決算額の合算額である。

全国・東京都の地方税収(平成30年度決算)

全国計 (単位:億円)

計 41兆 9,467 億円



地方法人課税全体 23.6%

税目計 17.3%

(注)1 税収額は決算額であり、超過課税及び法定外税等を除いた額である。地方消費税は清算後の額である。

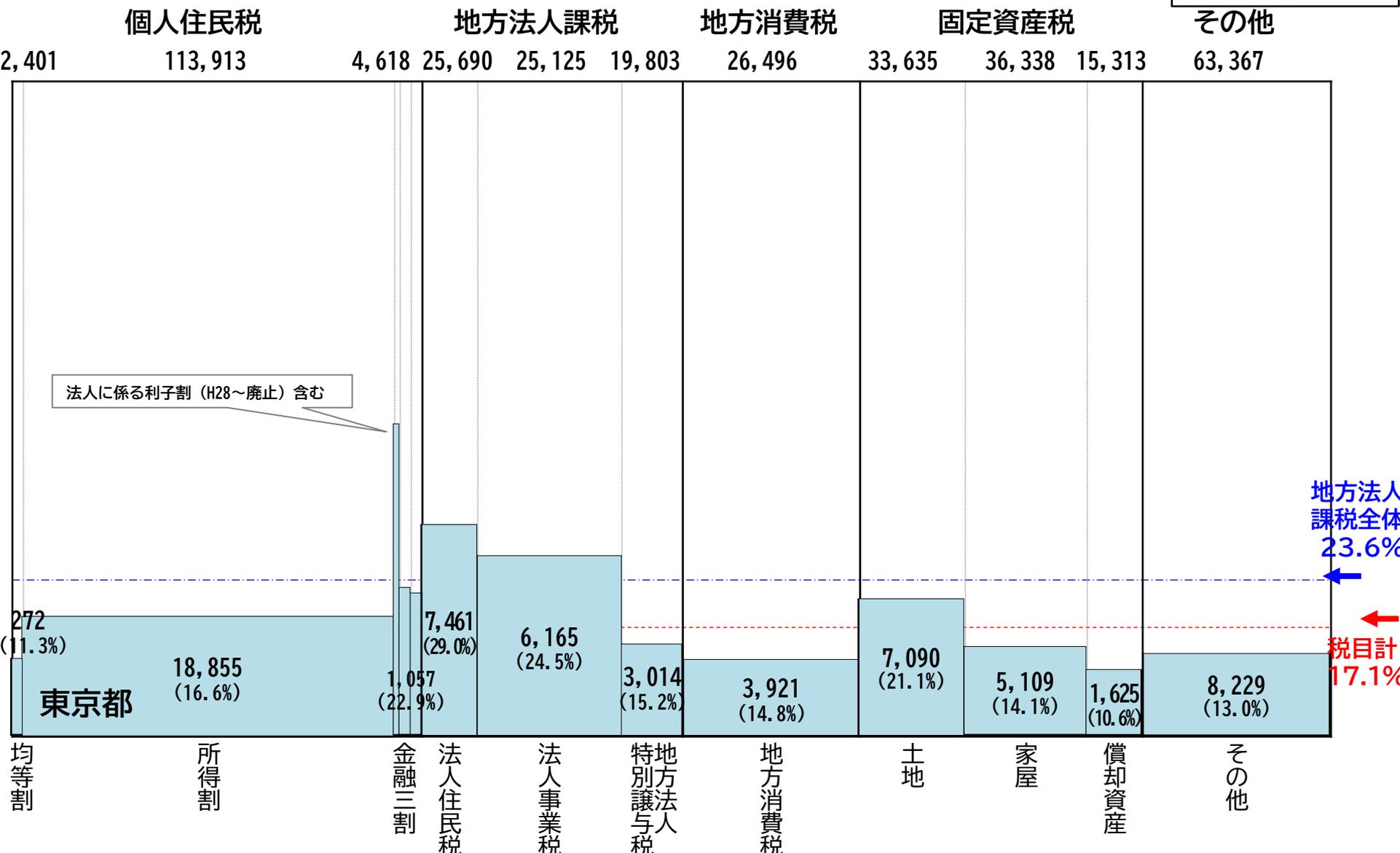
2 地方法人特別譲与税の原資である地方法人特別税は、都道府県が徴収する国税。

3 東京都の税収は東京都及び都内区市町村における決算額の合算額である。

全国・東京都の地方税収(平成25年度決算)

全国計 (単位:億円)

計 36兆 6,699 億円



法人に係る利子割 (H28~廃止) 含む

地方法人課税全体 23.6%
税目計 17.1%

(注)1 税収額は決算額であり、超過課税及び法定外税等を除いた額である。地方消費税は清算後の額である。
2 地方法人特別譲与税の原資である地方法人特別税は、都道府県が徴収する国税。
3 東京都の税収は東京都及び都内区市町村における決算額の合算額である。

大都市制度や東京都特有の税財政制度

1. 事務配分の特例

都は、市町村が処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理する。(地方自治法第281条の2)

(主な事務)

- ・ 上水道の整備、管理運営
- ・ 公共下水道の整備・管理運営
- ・ 消防に関する事務
- ・ 都市計画決定(上下水道、電気ガス供給施設、産業廃棄物処理施設、市場、と畜場等関係)

2. 地方税の特例

都は、特別区の存する区域において、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を課するものとし、法定外普通税、事業所税、都市計画税、法定外目的税を課することができる。

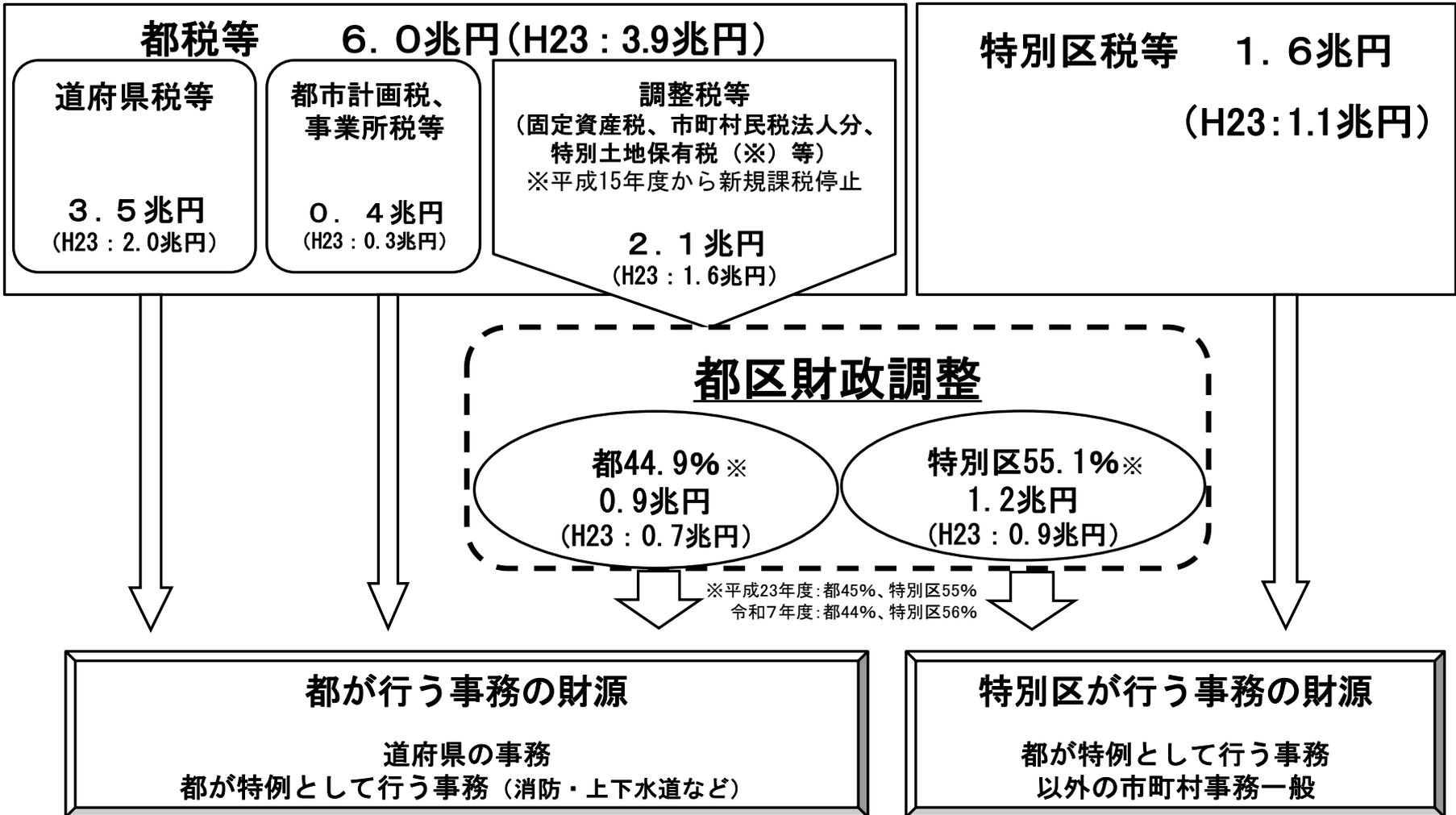
(地方税法第734条、第735条)

3. 都区財政調整

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の収入額の一定割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付する。(地方自治法第282条)

都区の税財源と都区財政調整制度の関係

※令和5年度決算額



(出所) 決算統計・特別区長会事務局資料を参考に作成

※地方消費税交付金等の税交付金は「都税等」から控除し、「特別区税等」に含めている。

特別区財政調整交付金の仕組み

東京都

一般会計

○調整税等と交付金の総額
都が賦課徴収している調整税と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金との合算額の一定割合(55.1%)が、交付金の総額として特別区財政調整交付金の原資となる。

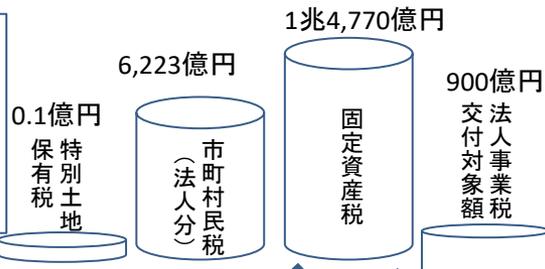
固定資産税減収補填特別交付金

2兆1,894億円

1兆2,160億円

55.1%

○1兆2,160億円には令和4年度分の精算額97億円を含む。



特別区財政調整会計

繰入れ

95%

1兆1,552億円

交付金総額
1兆2,160億円

特別交付金
(5%分)

608億円

普通交付金
(95%分)

1兆1,552億円

特別区

普通交付金は、各区の基準財政需要額と基準財政収入額により算定

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通交付金
ただし、基準財政収入額が基準財政需要額を超える区は不交付となる

普通交付金
1兆1,552億円

算定方法

特別区民税
たばこ税
地方消費税交付金
ほか
地方譲与税等

85%
100%

基準財政収入額
1兆3,822億円

算定方法
測定単位 × 補正係数
× 単位費用

基準財政需要額
2兆5,374億円

○地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分について、基準財政収入額に100%算入される。

特別交付金は、災害等、基準財政需要額では算定されない特別の財政需要がある場合に交付

608億円

特別交付金

特別な財政需要